

# 賢い消費者に

## 奥出雲町消費者問題研究協議会結成

近年の規制緩和や高度情報化の進展、社会経済の変化などにより、消費者の利便性は大きく向上しましたが、一方で消費生活は複雑・多様化して、消費者トラブルは激増しており、消費者は今、自らの生活を守るために必要となる様々な知識の修得を求められています。

このような状況に対応して、旧仁多、横田両町では地域における消費者組織として、それぞれ消費者問題研究協議会が設立されて、研修会等の活動が行われていましたが、今回合併を契機に、一月十三日、「奥出雲町消費者問題研究協議会」として結成されました。今後、この協議会を母体として、

賢い消費者を増やせるように  
研修活動等が進められます。

会長 赤水 照子  
副会長 上田 勝善



マスコットキャラクターの「だまされないゾウ君」

## 仁多中学校 今年度もスポーツで大活躍

仁多中学校では昨年、男子ホッケー部が全国大会で悲願の初優勝を果たすなど、毎年県内外の大規模校を相手に大活躍しており、これまで県下中学校スポーツ最高の栄誉とされる岸記念賞を3度受賞しています。

大規模校に比べ参加種目の少ないなか、男子の部で1位、女子の部で5位、総合で3位となり、今年度も惜しくも岸記念賞の受賞はなりませんが、県下大規模校を相手に健闘しました。

これからも更なる活躍が期待されます。

### 年金コーナー

### 国民年金の種別変更の手続きは忘れずに行いましょう

日本に住む20歳から60歳までの方は国民年金制度に加入しなければなりません。加入種別は次の三つに分かれており、種別が変更となった場合は届出が必要となります。

- 国民年金第1号被保険者：学生、自営業者等  
(国民年金第2号被保険者、第3号被保険者に該当しない方)
  - 国民年金第2号被保険者：会社員、公務員等  
(厚生年金保険、共済年金等被用者年金に加入している方)
  - 国民年金第3号被保険者：会社員等に扶養されている配偶者  
(国民年金第2号被保険者に扶養されている配偶者)
- (\* 65歳以上の厚生年金保険等の加入者で老齢基礎年金等の受給権者は国民年金第2号被保険者となりますので、その被扶養配偶者は第1号被保険者となります。)

例えばこんなとき・・・	こんな届出を・・・
・会社を退職して休職中です ・会社から独立して自営業者になった	《第2号被保険者から第1号被保険者へ変更》 市役所・町村役場へ届出をします。
・配偶者が会社を退職した ・配偶者が会社から独立して自営業者になった	《第3号被保険者から第1号被保険者へ変更》 市役所・町村役場へ届出をします。
・会社員と結婚したので、私は会社を退職し扶養されるようになった	《第2号被保険者から第3号被保険者へ変更》 配偶者の会社を通じて国民年金第3号被保険者の届出をします。
・会社を退職し自宅で手伝いをしていたが、会社員と結婚して扶養されている	《第1号被保険者から第3号被保険者へ変更》 配偶者の会社を通じて国民年金第3号被保険者の届出をします。
・会社員に扶養されていたが、自分も会社に勤務することになった	《第3号被保険者から第2号被保険者へ変更》 会社から厚生年金保険等の資格取得届を提出することにより国民年金第2号被保険者となります。
・休職中だったが、会社に就職した ・短期アルバイトだったがフルタイム雇用となった	《第1号被保険者から第2号被保険者へ変更》 会社から厚生年金保険等の資格取得届を提出することにより国民年金第2号被保険者となります。
・学生、自営業者が20歳になった	《第1号被保険者へ加入》 市役所・町村役場で国民年金資格取得届の届出をします。
・会社員が20歳になった	《第2号被保険者へ加入》 すでに会社から厚生年金保険等の資格取得届を提出されているので国民年金の届出は不要です。

\* 60歳を超えた方、あるいは海外にお住まいの日本人の方などは、国民年金に任意加入することができます。加入条件や、手続き方法は市役所・町村役場、社会保険事務所へご相談ください。

### 平成16年度決算の状況の訂正について

広報1月号でお知らせした平成16年度決算の状況について、一部誤りがありました。訂正してお詫びいたします。

#### (特別会計決算の状況) (単位:万円)

会計名	歳入	歳出	差引残高
介護老人保健施設事業特別会計	(正)36,784	36,784	0
	(誤)37,444	37,444	0
介護サービス事業特別会計	(正)32,768	32,768	0
	(誤)33,505	33,505	0

### 自衛隊一般・技術幹部候補生を募集します。

わが国の平和と独立を守るとともに、災害や国際貢献で活躍する自衛隊では、左記のとおり幹部候補生の募集を行います。

幹部候補生とは  
陸・海・空自衛隊の指揮官・幕僚・教官・研究員等となり、自衛隊の重要なポジションにつく幹部になるための要員です。採用後、幹部候補生学校で教育を受け、1年後に3等陸・海・空尉に任官します。

【応募資格】  
日本国籍を有し、平成19年4月1日現在  
・22歳以上26歳未満の者  
・学校教育法に基づく大学院において正規の課程を修め、修士の学位を受けた者は、28歳未満の者  
・20歳以上22歳未満で、学校教育法に基づく大学を卒業した者、又は外国における学校を卒業した場合で大学卒業に相当すると認められる者

現に自衛隊である者については、22歳以上28歳未満の者

【試験期日】  
第1次試験  
・筆記試験 平成18年5月20日(土)  
・操縦適性検査 平成18年5月21日(日)

【試験場所】  
第2次試験 (飛行要員希望者)  
第1次試験 平成18年6月20日、22日のいずれか1日  
(飛行要員の操縦適性検査は松江会場)  
(飛行要員の操縦適性検査は松江会場)

【採用時期】  
第2次試験会場 別示  
第1次試験 平成19年3月下旬、4月上旬  
詳しい内容は、役場総務課(電話54122505)又は自衛隊島根地方連絡部松江募集案内事務所(電話085212416537)にお問い合わせ下さい。

### ～大東税務署からのお知らせ～

## 国税専門官募集

国税庁では、国税専門官を募集しています。採用試験の要項は次のとおりです。

- 【受験資格】  
1. 昭和54年4月2日～昭和60年4月1日生まれの者  
2. 昭和60年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者  
(1) 大学を卒業した者及び平成19年3月までに大学を卒業する見込みの者  
(2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- 【受験受付期間】  
平成18年4月3日～4月14日まで(4月14日までの通信日付印有効)
- 【受験申込先】  
第1次試験地を所轄する国税局
- 【受験申込書及び問い合わせ先】  
〒730-8521 広島市中区上八丁堀6-30  
広島国税局(082-221-9211)

または大東税務署総務課へ  
【ホームページアドレス】  
国税局 <http://www.nta.go.jp/> 広島国税局 <http://www.hiroshima.nta.go.jp/>